

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	福祉情報システム 自立支援給付(障害児通所給付、障害児入所給付、移動支援サービスを含む)事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、福祉情報システムの自立支援給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神戸市長

## 公表日

令和7年9月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付(障害児通所給付、障害児入所給付、移動支援サービスを含む)事務
②事務の概要	1. 事務全体の概要 障害者総合支援法第6条に規定する自立支援給付費(自立支援医療費を除く)の支給、同法第77条第1項第8号に規定する移動支援事業の実施、児童福祉法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費の支給、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費の支給に関する事務を行う。 2. 本人・世帯状況等の確認事務 (1)受給者の個人番号確認と身元(実存)確認 ・自立支援給付費、移動支援サービス費の支給申請を受け付ける際に、個人番号を記入してもらうことで、個人番号確認や世帯状況、世帯収入の確認の事務を行う。 (2)児童の個人番号確認と身元(実存)確認 ・自立支援給付費、障害児通所給付費、障害児入所給付費、移動支援サービス費の支給申請を受け付ける際に、受給者の児童であるか、個人番号を記入してもらうことで、個人番号確認や世帯状況、世帯収入の確認の事務を行う。
③システムの名称	福祉情報システム、中間サーバーシステム、共通基盤システム(庁内連携システム)、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)自立支援給付台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表8、9、21、51、117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20、42、80、81、125、155の項 ・番号法第19条第9号 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、15、18、37、75、144、145、146の項 ・番号法第19条第9号 ・神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2 (第2、3、12、13、16、17、18項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	神戸市福祉局障害者支援課
②所属長の役職名	障害者支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神戸市地域協働局市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(神戸市役所1号館18階) 電話番号:078-333-3330
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神戸市福祉局障害者支援課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館6階) 電話番号:078-333-3330

9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[            ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [    ] 内部監査      [    ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策      [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	福祉情報システムへアクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月21日 時点	平成31年4月1日 時点	事前	
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月21日 時点	平成31年4月1日 時点	事前	
令和4年9月12日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	神戸市は、福祉情報システムの自動車改造費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	神戸市は、福祉情報システムの自立支援給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和4年9月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第16、26、56の2、57、87、116項) (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第10、11、14、20、53、108、109、110項)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8、9号 別表第二(第16、26、56の2、57、87、116項) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8、9号 別表第二(第10、11、14、20、53、108、109、110項) ・神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2 (第2、3、12、13、16、17項)	事後	
令和4年9月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	神戸市保健福祉局障害福祉部障害者支援課	神戸市福祉局障害者支援課	事後	
令和4年9月12日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	神戸市民参画推進局 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎2号館2階) 電話番号:078-322-5175	神戸市市長室市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(神戸市役所1号館18階) 電話番号:078-333-3330	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	神戸市保健福祉局障害福祉部障害者支援課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(東町113-1 大神ビル7階) 電話番号:078-322-5231	神戸市福祉局障害者支援課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館6階) 電話番号:078-333-3330	事後	
令和4年9月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年8月1日 時点	事後	
令和4年9月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年8月1日 時点	事後	
令和4年9月12日	公表日	2019/6/28	2022/9/12	事後	
令和5年2月9日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	提供・移転しない	提供・移転する/十分である	事前	
令和7年9月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の7、8、12、34、84の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表8、9、21、51、117の項	事後	
令和7年9月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8、9号 別表第二(第16、26、56の2、57、87、116項) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8、9号 別表第二(第10、11、14、20、53、108、109、110項) ・神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2 (第2、3、12、13、16、17、18項)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20、42、80、81、125、155の項 ・番号法第19条第9号 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、15、18、37、75、144、145、146の項 ・番号法第19条第9号 ・神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2 (第2、3、12、13、16、17、18項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年9月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年9月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	
令和7年9月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
令和7年9月29日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年9月29日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		十分である	事後	
令和7年9月29日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		福祉情報システムへアクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。	事後	